

水道料金体系表（1か月分）

種別	用途別	メーターの口径	基本料金 (税込)	従量料金(1m <sup>3</sup> につき)	
				使用水量(m <sup>3</sup> )	料金
専用給水装置	一般用	13mm 及び 20mm	631 円	5 まで	56 円
				5を超え10まで	104円
				10を超え15まで	146円
				15を超え25まで	176円
		25mm	1,711 円	25を超え35まで	218円
				35 を超え 50 まで	254 円
				50を超え100まで	283円
				100を超え300まで	308円
		300を超えるもの	327円		
		40mm	4,237 円	50 まで	254 円
50を超え100まで	283円				
50mm	10,052 円	100 まで	283 円		
		100 を超え 300 まで	308 円		
75mm	22,030 円	300を超えるもの	327円		
		100mm	58,605 円	300 まで	308 円
150mm以上	105,518 円	300 を超えるもの	327 円		
連合専用給水装置を使用するものは、メーター口径を13mmとみなして、1戸につき当該口径の料金を適用する。この場合の料金算定の基礎となる使用水量は各戸均等に使用したものとみなす。					
	公衆浴場用	メーターの口径に対応する一般用の基本料金を適用し、従量料金は、1 m <sup>3</sup> につき 71 円とする。			
私設消火栓	演習用	1 個 1 回 20 分以内につき 2,699 円			
船舶給水栓	船舶用	1 m <sup>3</sup> につき 327 円			
臨時給水栓	臨時用	1 m <sup>3</sup> につき 327 円			
備考 この表において「公衆浴場用」とは、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律(昭和56年法律第68号)第2条に規定する公衆浴場の用に供するものをいう。					

※1 この料金表は、令和元年12月分料金から適用されます。

※2 上記の料金には消費税が加算されております。

[料金等に関するお問合せ](#)

那覇市上下水道局 お客様センター

TEL 941-7804・7834

### 下水道使用料金体系表（1か月分）

種別		区分	排出汚水量（ $\text{m}^3$ ）	料金（税込）
一般汚水	基本料金		10 $\text{m}^3$ まで	639円
	従量料金 (1 $\text{m}^3$ につき)		10 $\text{m}^3$ を超え30 $\text{m}^3$ まで	85円
			30 $\text{m}^3$ を超え50 $\text{m}^3$ まで	101円
			50 $\text{m}^3$ を超え100 $\text{m}^3$ まで	138円
			100 $\text{m}^3$ を超え300 $\text{m}^3$ まで	165円
			300 $\text{m}^3$ を超え1,000 $\text{m}^3$ まで	200円
			1,000 $\text{m}^3$ を超え8,000 $\text{m}^3$ まで	210円
			8,000 $\text{m}^3$ を超えるもの	220円
公衆浴場汚水			1 $\text{m}^3$ につき	18円

※1 この料金表は、令和元年12月分料金から適用されます。

※2 上記の料金には消費税が加算されております。

### 再生水料金体系表（1か月分）

種別/区分	水量（ $\text{m}^3$ ）	料金（税込）
共同住宅等	1 $\text{m}^3$ につき	154円
事業所等	1 $\text{m}^3$ につき	220円

※1 この料金表は、令和元年12月分料金から適用されます。

※2 上記の料金には消費税が加算されております。

料金等に関するお問合せ

那覇市上下水道局 お客様センター

TEL 941-7804・7834